論点1 不当な差別的言動の法的性質について

府が削除要請の対象とする不当な差別的言動の「違法性」とは?

【論点整理(案)】

- 1. 大阪府におけるインターネット上の人権侵害事象への対応
 - ・インターネット上の人権侵害の解消に総合的に取り組むため、本部会で削除要請等の基本的な考え方を審議いただく。
 - ☞ 府の現在の主な取組みについて(参考資料1~3)
 - ☞国レベルの官民の主な取組みについて(参考資料4)
- 2. 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例第2条
 - 一 誹謗中傷等 インターネット上において、…不当な差別的言動(①人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動又は②当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動をいう。…)等による権利を侵害する情報…をいう。
- 3. 不当な差別的言動により侵害される権利とは具体的には何か
 - ①共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動により、<u>個人の社会的評価を低下させる「名誉権の侵害(名誉毀損)</u>」や<u>個人の自尊心を傷つける「名誉感情の侵害」</u>等が考えられる。
 - ②当該属性を理由とした不当な差別的取扱いを助長誘発する言動として、当該属性を無断で公開する「プライバシーの侵害」等が考えられる。



不当な差別的言動の違法性は、名誉権、名誉感情及びプライバシー等人格権という権利利益を侵害することにあると考えられる。

- 4. 削除要請にあたっての留意点等
 - ・府が実施する削除要請は、行政目的を実現するため、プロバイダ等に侵害情報の削除という作為を求める「行政指導」。
 - ・相手方に義務を課す「行政処分」ではないものの、民主主義社会において優越的地位にある「表現の自由」を一定の範囲で制限しようとする行為であり、裁量権の逸脱濫用とならないよう留意が必要。
 - ・また、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロ責法」)が被害者からの申出を原則 としていることにも配慮が必要。